

役員の内任年齢に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）の役員の内任年齢について定めることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員は、満70歳を超えて新たな選任及び再任は行わない。

(非常勤役員)

第3条 非常勤役員は、満75歳を超えて新たな選任及び再任は行わない。

(内任期限)

第4条 選任及び再任後、前2条に規定する満年齢を超えても、その任期の満了日までは内任することができる。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則（平成24年6月21日 総会決議）

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 前項の定めにかかわらず、設立の登記日に就任する役員の内任に関してはこの規程の定めを準用する。